やまがた省エネ健康住宅
やまぽっか

住宅施策の概要

山形県　県土整備部　建築住宅課

Ⅰ　やまぽっかの家（やまがた省エネ健康住宅）

Ⅱ　空き家対策

Ⅲ　住宅の防災対策

Ⅳ　住宅セーフティネット

Ⅴ　大工技能者対策

Ⅵ　営繕工事の紹介

Ⅶ　インターンシップ・業務 PR

Ⅷ　各種支援制度

Ⅰ　やまぽっかの家（やまがた省エネ健康住宅）

やまぽっか
（やまがた省エネ健康住宅）で
快適に暮らそう

やまがた省エネ健康住宅
やまぽっか

やまぽっか（やまがた省エネ健康住宅）とは

県が認証した高断熱・高気密住宅で、最も寒い時期の就寝前に暖房を切っても翌朝の室温が10度を下回らない性能を持っています。

認証制度についてはこちらから

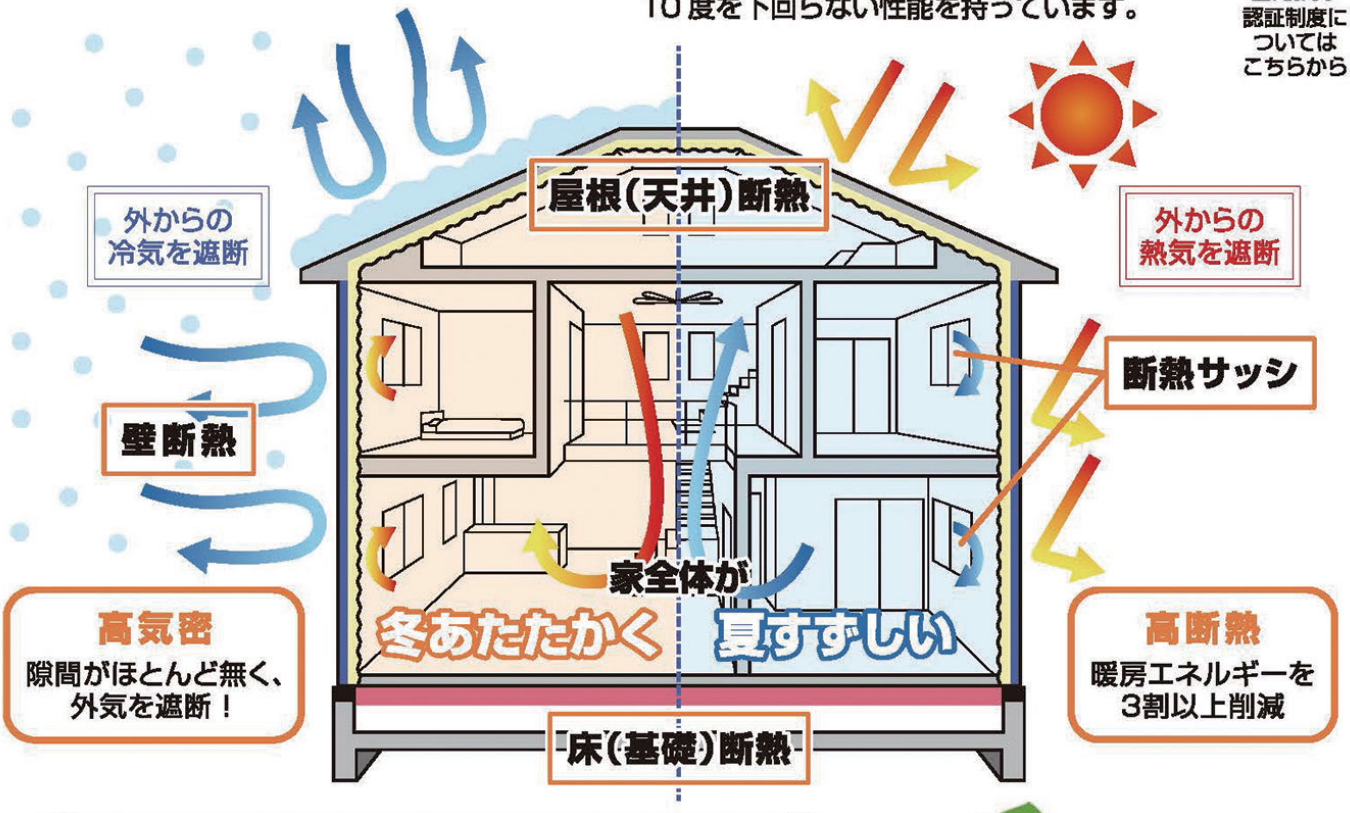

高気密
隙間がほとんど無く、外気を遮断！

高断熱
暖房エネルギーを3割以上削減

「やまぽっか（やまがた省エネ健康住宅）」については、YouTube でも公開しているよ。 チャンネルはこちらから⇒

山形県住宅情報総合サイト
タテッカーナイメージキャラ
タテッカくん

寒い家とあたたかい家ではこんなに快適さが変わります

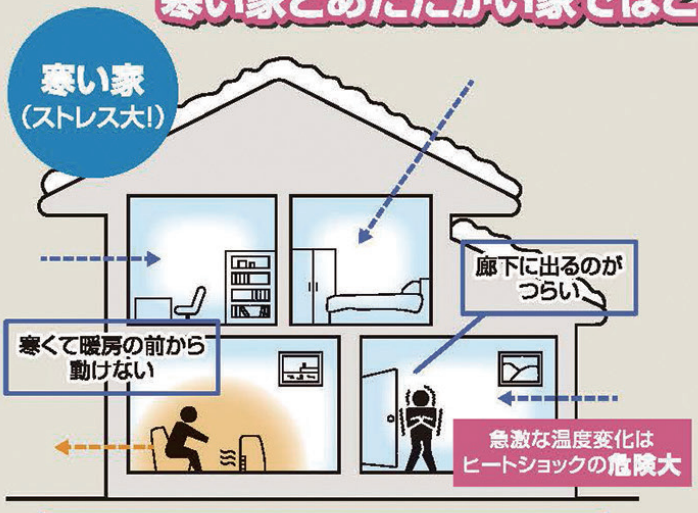

家が寒いと、同じ場所にとどまってしまい家の中の活動が少なくなってしまいます。
健康への悪影響※も報告されています。

家全体があたたかいと、家の中での活動が活発※になります。
ストレスを少なく、子育ても快適に！

※出典：住宅の断熱化と居住者の健康への影響に関する全国調査（第7回報告会：令和5年2月14日開催）（一社）日本サステナブル建築協会

「やまぽっか」の家認証制度を知っていますか？

「やまぽっか」の家認証基準とは？

認証基準は、国による義務化基準（次世代省エネ基準、ZEH基準）よりも高い断熱性能（UA値）とその効果を高める気密性能（C値）が定められています。

令和７年４月より断熱性能基準が県内全ての地域で統一されました。

	断熱のグレード（等級）	断熱性能 外皮平均熱貫流率 UA値（W/㎡・K）			気密性能 相当隙間面積 C値（㎠/㎡）	暖房費の削減率 ※比較：国基準【2025年義務化】
		３地域	４地域	５地域		
やまぽっか認証基準	Y-G3（等級7） 高性能	0.23			1.0	約70%減
	Y-G2（等級6）	0.34				約50%減
	Y-G1	0.46				約35%減
（参考）国基準	ZEH基準（等級5）【2030年義務化】	0.50	0.60		規定なし	約20%減
	次世代省エネ基準（等級4）【2025年義務化】	0.56	0.75	0.87	規定なし	基準

※対象は、山形県内の　「新築住宅」及び「全体改修を行う既存住宅」で県内施工事業者によるものです。
※その他の基準　夏季の防暑計画　防露性能の確保　設計者の技術基準があります。詳しくは HP をご確認ください。

手続きの流れ

認証の審査は、設計時、断熱工事時、完成後の３段階で実施しています。

① **設計時審査**（設計認証時申請）
→ それぞれの審査に合格すると、以下の書類が交付されます。
設計適合証

② **断熱工事時審査**（中間検査申請）
→ 設計図や計算書を基に基準への適合を県が審査します。
→ 現場検査や書類検査により県が検査を行います。
検査済証

③ **完成後審査**（建設認証申請）
→ 気密測定の結果等をふまえて県が認証します。
認　定　証

〇申請窓口：対象住宅の所在地を所管する総合支庁建設部建築課
〇申請手続：①断熱工事着手40日前、②断熱工事着手10日前（新築のみ）、③完成後それぞれの段階で手続きが必要です。
〇審査期間：7 ～ 10日　〇手数料：無料

詳しくお知りになりたい方は
「やまぽっか（やまがた省エネ健康住宅）」の家　ホームページをご覧ください。

URL https://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/support/kenkou/

やまぽっか

■登録事業者制度

やまがた省エネ健康住宅の普及に積極的に取り組んでいる事業者を登録する、登録制度を開始しました。「設計者」「施工者」の一覧をHPに掲載していますので住宅建設を検討中の方で設計者・施工者をお探しの方は、ご参考にしてください。

山形県　県土整備部　建築住宅課　建築行政担当　023-630-2641

「やまぽっか」のロゴマークを使ってみませんか？

やまがた省エネ健康住宅
やまぽっか

ロゴマーク

山形県 HP
詳細は、こちらから

やまがた省エネ健康住宅
やまぽっか

トイレットペーパー

のぼり旗

製品の貸し出しもやってるよ！

【問合せ先】
山形県 県土整備部 建築住宅課 企画担当　023-630-2645

Ⅱ　空き家対策

山形県の空き家対策

●県内の空き家の状況

【県内の空き家数の推移】
・県内の空き家数は６１,７００戸であり、住宅総数に占める割合（空き家率）は１３.５％です。
※全国の空き家数は約９００万戸、空き家率は１３.８％
・県内の空き家のうち、３５,９００戸が居住の利用目的のない空き家であり、増加が加速しています。

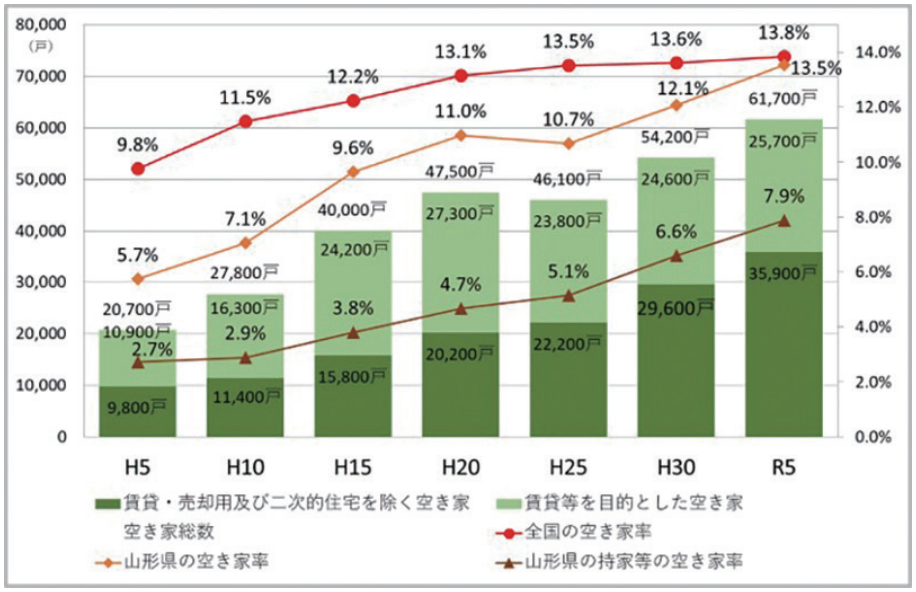

【山形県の空き家数】

本県空き家総数	６１,７００戸
二次的住宅数	１,６００戸
賃貸用の住宅	２２,２００戸
売却用の住宅	１,９００戸
賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	３５,９００戸

（出典：総務省　令和５年住宅・土地統計調査）
※当該調査数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

●空き家対策の実施方針

県では、３つの取組みを通して、空き家の増加を抑制しています。

（１）空き家の『発生予防』のための取組み

① 終活セミナーなどを通した、県民の意識醸成
・高齢者や相続人を対象とした、終活セミナー等を開催し、所有している土地、建物の今後について考えるきっかけづくり

② 空き家予備軍（高齢者世帯）の実態把握
・市町村の空き家予備軍の建物の状態、所有者の世帯構成や、今後の活用意向などを把握する

（２）空き家の利活用促進

① 民間主導による、空き家の利活用の促進
・エリアマネージャーの育成を推進することで、行政と連携した民間主導による空き家の利活用事業の実施を促進する

② 中古住宅市場の活性化による流通促進
・住宅リフォーム補助、セーフティネット住宅による空き家の活用を促進する
・リノベーションの好事例の啓発による中古住宅の流通を促進する

（３）老朽危険空き家の解体・撤去の加速

① 市町村による国庫補助金を活用した除却の促進
・国庫補助の活用事例の共有などを通し、除却事業を促進する

② 市町村に対する技術的支援等
・手引きやマニュアルの提供や技術的助言、情報提供等により、市町村による老朽危険空き家対策を支援する

【問合せ先】
山形県 県土整備部 建築住宅課 企画担当　023-630-2645

空き家対策についてはこちら

民間主導の空き家対策を推進!!
「山形県空き家対策エリアマネージャー」

●エリアマネージャーってなに？

県内にある持ち家の空き家のうち、約 7 割の空き家が利活用可能ですが、市町村がすべての空き家に関与することは難しく、かつ危険空き家への対応が優先されているのが現状です。

継続的な空き家対策を実施していくには、市町村や地域住民と連携し、空き家対策に取り組む民間人材が必要と考え、市町村や地域住民と連携して空き家対策に取り組む人材（個人又は組織）を県が認定し、活動を支援する「山形県空き家対策エリアマネージャー認定制度」を令和４年度に創設しました。

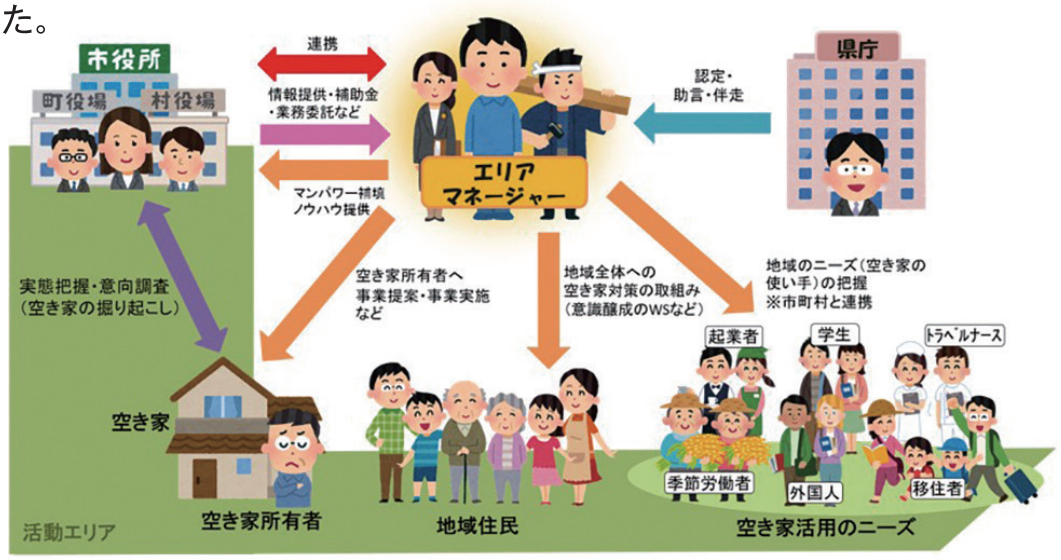

エリアマネージャーの関係図

●エリアマネージャーってどんなことをするの？

期待される役割としては、下記が考えられますが、連携する市町村の方針や活動するエリアの状況などにあわせた様々な活動の可能性が考えられます。

市町村サポート

①空き家掘り起こしの支援
②空き家バンクの管理運営
③お試し住宅の供給

地域課題の共有

①地域住民とのワークショップ実施
②関係者との情報共有
③地域ビジョンの作成

民間事業展開支援

①民間事業の活用検討
②民間事業者とのマッチング
③民間事業の支援

●認定制度について知りたい！

山形県 HP にて、認定要綱や申請様式を掲載しています。
また、認定者の状況や計画についても紹介していますので、ぜひご覧ください。

山形県 HP
空き家対策エリアマネージャーの
ページはこちら▷

【問合せ先】
山形県 県土整備部 建築住宅課 企画担当　023-630-2645

空き家対策についてはこちら▷

Ⅲ　住宅の防災対策

山形盆地断層帯マップ図

あなたの家は大丈夫？
今すぐやろう！地震対策!!

●山形県でも大地震が起きる可能性があります！

山形県内にも活断層があり、最大震度７の揺れが想定される地域もあります。「地震ハザードマップ」でお住まいの地域の震度を確認しましょう。

地震ハザードマップ（山形県のホームページ）

●まずは耐震性について知ろう！ 自分で耐震診断をしてみよう！

建物が地震に対してどれくらい安全かどうかは、耐震診断が必要です。
自分で10個の質問に答えるだけで、自己診断を行うことができます。
右の二次元コードから「誰でもできるわが家の耐震診断」にアクセスして診断してみましょう！

少しでも不安があれば、建築士の耐震診断を受けましょう！

建築士をお探しの方は、（一社）山形県建築士会（023-643-4568）にお問い合わせください。

●できることから地震に備えよう!!

地震が起きる前に対策を行いましょう。地震から命を守る住宅の安全対策はあまりお金をかけずに実施できることもありますので、お家の状況に合わせてできることから対策を進めていきましょう。

安い ← コスト → 高い

■住まい方の工夫

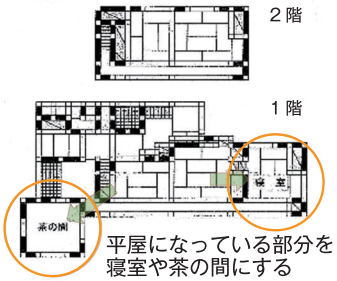

平屋になっている部分を寝室や茶の間にする

■部分補強
防災ベッド・シェルターの設置

外壁構造用合板　内壁筋交い増設

滞在時間の長い部屋を集中的に補強

■耐震改修工事
・壁の量を増やし、つり合い良く配置

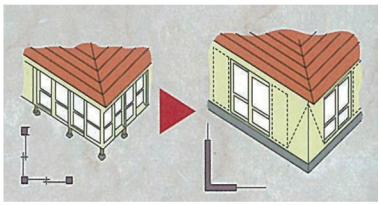

■家具の転倒防止

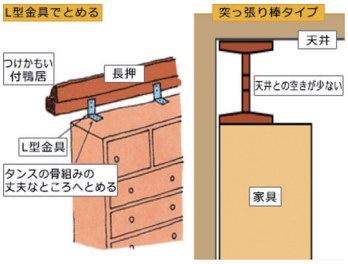

命を守る「場所」を確保

防災ベッド　耐震シェルター

・土台、柱などを金物で堅固に接合

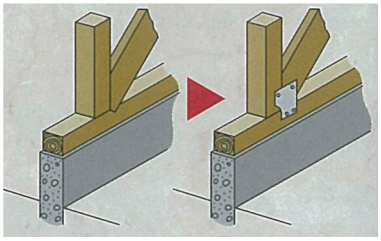

市町村の住宅耐震改修・減災対策補助金を上手に活用しましょう！

●市町村の耐震診断及び耐震改修・減災対策工事への補助金

建築士による耐震診断を受ける費用に対して、市町村が補助事業を実施しています。
耐震診断の結果に基づき、一定水準以上の性能を確保する工事に対し、市町村が補助金を交付しています。

支援情報は「タテッカーナ」から検索⇒

●問合せ先

耐震対策の詳しい内容はこちら⇒

山形県 県土整備部 建築住宅課 建築安全推進担当　023-630-2640
※市町村ごとの詳しい支援内容は、住宅が存在する市町村窓口にお問い合わせください。

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を行う方に補助金を交付します。

事業対象住宅（危険住宅）

次の（１）～（３）のいずれかに該当する区域内にある既存不適格住宅※

※　「既存不適格住宅」とは、区域が指定された際に、その区域に存する住宅、または建築工事中であった住宅をいいます。

※　次のような場合は原則として対象としません。

①住宅部分の床面積が延べ面積の１／２未満のもの

②企業等が所有している社宅、寮等

(1) 災害危険区域

（急傾斜地崩壊危険区域及び個別指定区域（地すべり、山崩れ、がけ崩れ））

(2) がけ地区域

（以下の区域内の危険住宅で昭和47年12月以前に建築されたもの）

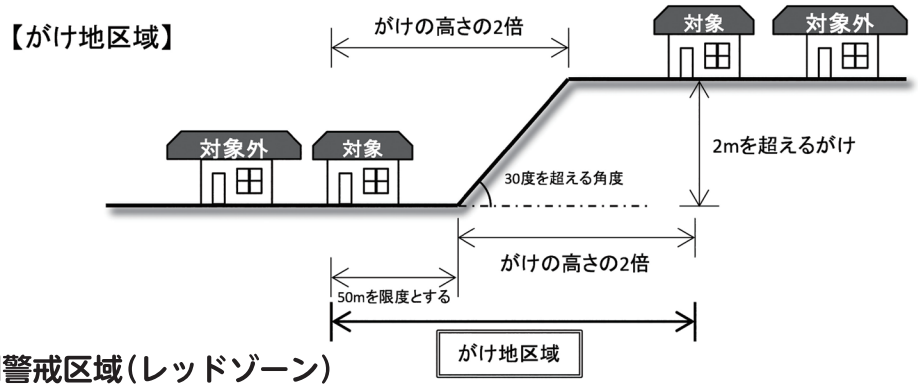

(3) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

助成の内容

金額は令和６年度時点のもの

	補　助　対　象	補助金の限度額
除却等費	危険住宅の除却等に要する費用	１戸あたり **97万５千円＋除却費** ［引越費用等 97万５千円 除却費用　３万２千円／㎡］
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用	１戸あたり **421万円** ［建物　325万円 土地　96万円］

※移転を行う前年度の８月頃までに市町村担当課との事前協議を行う必要があります。

※補助対象住宅の除却等や移転先住宅の建設又は購入については、補助を受ける年度内に完了させる必要があります。

※建物助成費のみの補助は受けられません。

※住宅を新築する場合は、省エネ基準に適合するものが対象となります。

●問合せ先

補助制度の有無はお住まいの市町村担当課にお問い合わせください。

・各市町村担当課　・山形県 県土整備部 建築住宅課 建築安全推進担当　023-630-2640

Ⅳ　住宅セーフティネット

住宅確保要配慮者等への居住支援

※**住宅確保要配慮者とは**、以下に掲げる方を言います。
・低所得者（収入 15 万 8 千円未満）　・被災者　・高齢者　・障がい者　・子ども（18 歳以下）世帯　・外国人　・中国残留邦人等
・児童虐待被害者　・ハンセン病等療養所入所者等　・DV 被害者　・北朝鮮拉致被害者　・更生保護対象者等　・生活保護対象者
・賃貸住宅供給促進計画（県又は市町村が策定）で定める者

整備主体	地方公共団体	地方公共団体又は民間事業者等		民間事業者等			その他
種別	公営住宅	地域優良賃貸住宅（公共供給型）	地域優良賃貸住宅（民間供給型）	セーフティネット住宅	サービス付き高齢者向け住宅	居住サポート住宅	特定公共賃貸住宅（地方公共団体）
概要	住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で供給する住宅	公営住宅を補完する住宅（子育て世帯や高齢者世帯等、対象を重点化）		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅	生活支援サービスを提供する高齢者向け住宅	安否確認や見守りサービス等を実施するセーフティネット住宅	中堅所得者等の良好な居住環境確保のための住宅
入居者要件 収入要件	【原則】 月収 15 万 8 千円以下 【下記世帯の場合】 月収 21 万 4 千円以下 ・子育て世帯 ・高齢者世帯 ・障がい者世帯 ・被災者　等	【原則】 月収 38 万 7 千円以下 【下記の場合】 月収 48 万 7 千円以下 ・既存建築物を活用した場合 ・PPP/PFI 事業による場合　等		※整備支援・家賃低廉化支援を受ける場合は要件有り	―	※整備支援・家賃低廉化支援を受ける場合は要件有り	【原則】 月収 15 万 8 千円以上 25 万 9 千円以下
入居者要件 その他要件	【原則】 同居親族がいること 現に住宅に困窮していること	下記のいずれか ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・高齢者世帯 ・障がい者世帯 等			下記のいずれか ・高齢者 ・要介護認定者 ・要介護支援認定者		【原則】 同居親族がいること
主な支援概要	■整備支援 【補助率】 国：45% 【上限】 国が定める標準主体附帯工事費 ×45% ■家賃低廉化支援 ○新築の場合、国が定める基準額と近傍同種家賃との差額が対象 ○建替の場合、建替前後の家賃の差額が対象 【補助率】 国：約 45% 地方公共団体：約 55% 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	■整備支援 【補助率】 国：45% 【上限】 国が定める標準主体附帯工事費 ×45% ■家賃低廉化支援 【補助率】 国：約 45% 地方公共団体：約 55% 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	■整備支援 【補助率】 国：45% 【上限】 地方公共団体の補助額かつ建設費等 ×1/6（2 階以下は 1/9） ■家賃低廉化支援 【補助率】 国：約 45% 地方公共団体：約 55% 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	■整備支援 【補助率】 国：1/3 【上限】 最大：200 万円 / 戸 ※改修内容により上限が異なります。 ■家賃低廉化支援 【補助率】 国：1/2 地方公共団体：1/2 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	■整備支援 【補助率】 新築：1/10 改修：1/3 【上限】 新築：最大 135 万円 / 戸 改修：最大 195 万円 / 戸 ■固定資産税減免 5 年間、1/2 ～ 5/6 の割合軽減 （市町村による） ■不動産取得税減免 家屋：課税標準から 1,200 万円 / 戸 等	■整備支援 【補助率】 国：1/3 【上限】 最大：200 万円 / 戸 ※改修内容により上限が異なります。 ■家賃低廉化支援 【補助率】 国：1/2 地方公共団体：1/2 【限度額】 原則 4 万円 / 戸・月 総額 480 万円 / 戸	
管理戸数	県：3,275 戸 市町村：6,626 戸	20 戸 ※朝日町・最上町のみ	26 戸 ※上山市・大石田町のみ	6,585 戸	1,436 戸	―	79 戸 ※西川町・朝日町・大江町・尾花沢市・高畠町・鶴岡市・酒田市・庄内町
家賃のめやす（平均）	約 2 万 3 千円	約 4 万 7 千円	約 7 万 5 千円	約 5 万 5 千円	約 6 万 2 千円		約 5 万円
担当窓口	県　：下記 HP 参照 市町村：各市町村住宅部局	朝日町建設水道課 最上町建設住宅課	各施設 HP 参照	下記 HP 参照	下記 HP 参照	―	各市町村住宅部局
参考 HP	山形県 HP			セーフティネット住宅情報提供システム	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム		

空き家を活用しませんか

「住宅セーフティネット」の推進

●「住宅セーフティネット」とは

公営住宅は、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方の住宅セーフティネットの中核を担っております。

しかし、公営住宅の老朽化による建替えや修繕及びまちなか等の公営住宅の需要が高いところへの建設が困難なことから、公営住宅の提供が十分とは言えません。

空き家や空きアパート等の民間住宅を活用し、住宅確保要配慮者専用の住宅として提供してもらうことで、住宅セーフティネット機能を強化してまいります。

●住宅セーフティネット制度の３本柱

柱①
一定の基準を満たす住宅（アパート等を含む）の県・山形市への登録

柱②
登録住宅の改修・入居への経済的支援

柱③
住宅確保要配慮者への居住支援

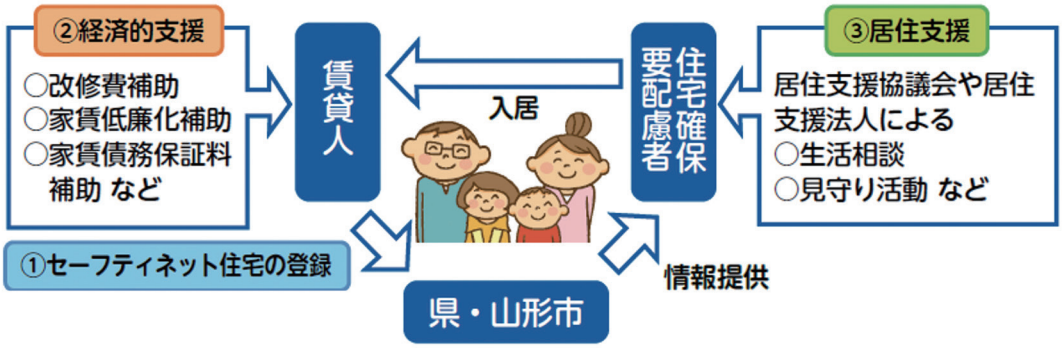

●登録住宅への支援

公営住宅等の提供が難しいまちなか等で、セーフティネット住宅の提供に取り組んでいる市町村では、支援制度を設けています。

●改修費補助

セーフティネット住宅に登録すると、改修費補助を受けることができます。

なお、補助上限額及び補助率については改修費補助を実施する市町村にお問い合わせください。

補助対象者	セーフティネット住宅の賃貸人（建物の所有者・法人等）
補助内容	セーフティネット住宅として登録した賃貸住宅の改修工事（バリアフリー改修、間取り変更工事等）
要　件	入居者は、移住・新婚・子育て・若者単身・低額所得者のいずれかに該当する者であること。
実施市町村	山形市・鶴岡市・舟形町

●家賃補助

セーフティネット住宅に低廉な家賃で入居できるよう、賃貸人へ家賃補助を行っています。

（実施市町村：山形市・米沢市・鶴岡市・上山市・南陽市・大石田町・白鷹町）

●問合せ先　023-630-2562
山形県　県土整備部　建築住宅課　住宅対策担当

住まいが見つからなくてお悩みの方へ
ご存じですか？

●居住支援法人

高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方の居住支援を行う法人です。県が指定しています。
お住まい探しにお困りの方は居住支援法人にご相談ください。

※居住支援事業に関心のある法人は下記担当までお問合せください。

法人名	支援エリア	電話番号
ホームネット株式会社	山形県全域	フリーダイヤル 0120-460-560
株式会社ダンケ	山形市、上山市、天童市、寒河江市、東根市、山辺町、中山町、河北町	TEL:023-633-6003
一般社団法人山形身元保証センター	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	TEL:0234-25-0711
一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会	山形市	TEL:023-666-7077
株式会社 cocolo	山形市、上山市、天童市、寒河江市、山辺町	TEL:023-687-1882

各居住支援法人の支援内容については、こちらからご覧ください。
https://www.pref.yamagata.jp/documents/4324/kyojyusienhoujin060513.pdf

●セーフティネット住宅

入居を拒まない賃貸住宅として登録された物件を「セーフティネット住宅情報検索システム」から検索し、住まいを探すことができます。

https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php

●問合せ先 023-630-2562
山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当

Ⅴ　大工技能者対策

若手大工育成支援プログラム

「若手大工さん」参加者募集！

山形県では、大工職人の育成のため、
「若手大工育成支援プログラム」により
若手大工さんの技能習得を支援します。

●「若手大工育成支援プログラム」とは

若手大工育成を図るため、二級建築大工技能士の取得や墨付け・手刻み等の技能習得を目指す若手大工さんを支援するプログラムです。
県は、支援対象者へのサポート補助金の交付や、大工技能の伝承及び若手大工さんの交流を目的とする勉強会を開催し、入職から概ね5年間のキャリア形成をサポートします。

1　支援対象者の認定

県内に本店又は支店のある大工・工務店に就職した若手大工さんを支援対象者として認定します。
・若手大工支援対象者（プログラム参加者）：88名（令和7年2月時点）

2　サポート補助金の交付

認定された大工さんのうち、一定の技能を習得した方にその費用の一部を直接交付します。
（就業1年：10万円、3~5年：20万円〈1回のみ〉）

3　プログラムの修了

二級建築大工技能士を習得し、一定期間継続就業や技能習得が認められれば修了証を交付します。

山形県
Yamagata Prefectural Government

問合せ先
県土整備部 建築住宅課営繕室 建築技術担当
TEL 023-630-2648

山形県住宅情報総合サイト
タテッカーナ
https://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/

●「若手大工育成支援プログラム」の要件

1　支援対象者の認定基準（入職時）

○令和6年5月1日～令和7年4月30日に大工技能者として就職し、県内に居住していること
○令和7年4月1日現在で 40歳未満
　定員　25名程度

2　サポート補助金の交付要件

（R7 年度に認定を受けた方等の補助金は、R8.4 月頃に改めてお知らせします。）

上限１０万円：就業 １ 年（令和６年度に認定を受けた方）

１年間就業し、県が定める技能講習等※を受講していること

※足場の組立て等特別教育、玉掛け技能講習など。詳しくは山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」をご覧ください。

上限２０万円:就業３～５年の１回のみ（令和２年度から令和４年度までに認定を受けた方）

３～５年間就業し、二級建築大工技能士を取得していること

3　プログラムの修了基準

○3年以上継続して就業していること
○二級建築大工技能検定に合格していること
○二級建築大工技能検定合格後2年の実務経験を有していること、または、プログラムの期間が5年目であること
○簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができるなどの県が定める技能を習得していること

≪プログラムの修了者と雇用する大工・工務店については、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」で紹介させていただきます。≫

●プログラムの流れ、申請手続き

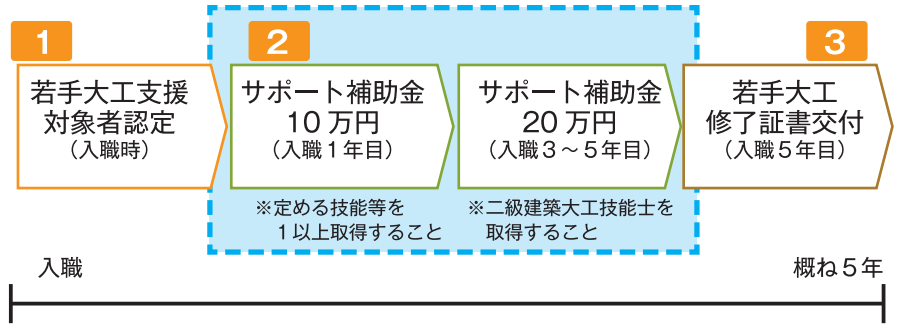

1　支援対象者認定申請

提出期間：令和７年５月中

2　サポート補助金 交付申請兼実績報告

提出期間：令和７年５月中

3　プログラム修了申請

提出期間：令和７年４月中

申請窓口

（**郵送**又は**持参**）
山形県 県土整備部 建築住宅課営繕室 建築技術担当：〒990-8570 山形市松波 2-8-1 TEL023-630-2648

（**持参**のみ）
村山総合支庁 建設部 建築課 ：〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68　TEL023-621-8235
最上総合支庁 建設部 建築課 ：〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034　TEL0233-29-1419
置賜総合支庁 建設部 建築課 ：〒992-0012 米沢市金池 7-1-50　TEL0238-35-9054
庄内総合支庁 建設部 建築課 ：〒997-1301 三川町大字横山字袖東 19-1　TEL0235-66-5642

山形県住宅情報総合サイト
タテッカーナ
https://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/

★若手大工育成支援プログラムに係る要綱および各様式等は山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」に掲載しています。

住まいづくりの技術と経験を未来につなぐ

大工さんを応援しています

●大工さんが不足して住宅が建てられない！？

山形県の住宅建設市場規模は1,000億円以上で、地域経済へ大きな影響力をもっています。その中でも大工さんは私たちの住まいづくりに携わる重要な役割を担っていますが、県内の大工さんはこの20年で半減しています。

特に30歳未満の方の割合が非常に少なく、60歳以上の方が約５割と高齢化が著しいため、このままでは大工さんが不足して将来の住宅建設の需要に対応できなくなる恐れがあります。

県内の大工さんの人数

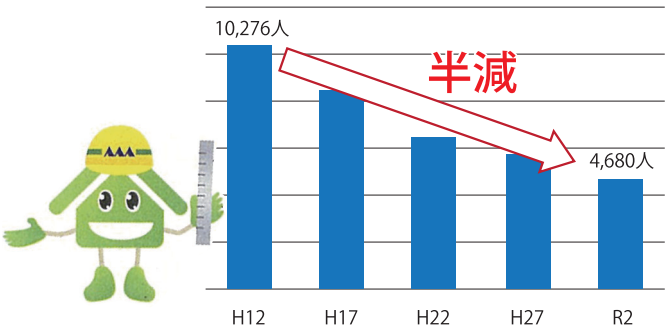

R2 県内の大工さんの年齢内訳

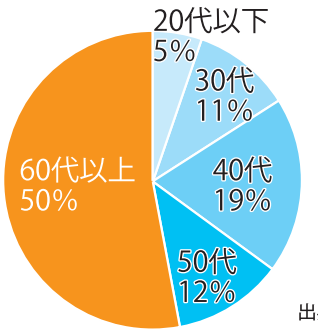

出典：国勢調査

●新規入職から後継者育成まで大工さんを支援します！

学　生	未来の匠育成事業
見習い大工	若手大工育成支援プログラム
若手大工	
技能大工	技能の匠　認定
熟練大工	熟練の匠　認定
	伝承の匠　知事表彰

●学生に大工さんの魅力を伝えていきます

●若手大工さんの資格取得や技能習得を応援します

●高い技術と経験がある方を認定しています

木造建築 技能の匠　木造建築 熟練の匠

●後継者育成に尽力された方には知事表彰を行っています

○問合せ先　023-630-2648

山形県 県土整備部 建築住宅課営繕室 建築技術担当

制度の詳しい内容はこちら⇒

山形県住宅情報総合サイト タテッカーナ

山形住まいづくりを支える大工技能者の確保・育成のために
学生から熟練大工まで切れ目のない支援を実施します。

●山形の家づくり 未来の匠 育成セミナー　学生対象

“山形の家づくり「未来の匠」育成協議会”が開催する、大工職の魅力を伝え、入職への動機付けを目的とするセミナーを支援します。
その他、県は同協議会と連携して、大工職の重要性、魅力を伝えたり、大工職を身近に感じてもらう取組みを実施します。

●若手大工 育成支援プログラム　若手の大工さん対象

新規に入職した大工さんの二級建築大工技能士（資格）や技能の習得を支援するプログラムです。プログラムの参加者の入職から概ね５年間のキャリア形成をサポートしています。

詳細はこちら▷
タテッカーナ内
若手大工ページ

●木造建築 技能の匠　熟練の匠 認定　中堅以上の大工さん対象

山形県民が望む良質な住まいづくりを担う、高い技術と経験を有する大工技能者を木造建築「技能の匠」・木造建築「熟練の匠」として認定しています。

木造建築 技能の匠	木造建築 熟練の匠
・一級建築大工技能士 ・木造在来工法住宅の建築実績 10 戸 ・省エネ及び県産木材の講習会受講 ・県産木材使用住宅の建築実績１戸	・「技能の匠」であること（同時申請可） ・耐震・バリアフリー・リフォームの講習会受講 ・県産木材使用住宅の建築実績５戸
認定した大工技能者は、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」にて紹介しています。	

●木造建築 伝承の匠 知事表彰　熟練の大工さん対象

優れた建築技能を持ち、その技能の伝承に尽力され、県内の木造住宅の発展に寄与された大工技能者を表彰します。

この表彰は、木造住宅建築技能者の社会的評価の確立や後継者の育成促進を図る目的で平成３年に創設され、令和６年までに 178 人の方々が知事表彰を受けています。

Ⅵ　営繕工事の紹介

山形県内の公共建築物の事例
営繕工事を紹介しています

●営繕工事とは

「営繕」とは、西暦701年制定の「大宝律令」において用いられた言葉の一つであり、「建築物の営造と修繕」という意味です。具体的には、建物の新築、増築、修繕などの工事のことを言います。

●主な工事事例の紹介

建築住宅課営繕室では、様々な県有施設において営繕工事を実施しております。
近年、県が整備した主な事例を新築工事を中心にホームページで紹介しています。
また、山形県内の市町村及び県が整備した木造公共建築物についても紹介しています。

【県が整備した公共建築物の事例】
https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/eizen/shokai/shokaihome.html

【市町村及び県が整備した木造公共建築物の事例】
https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/eizen/mokuzai/mokuzaihome.html

東北農林専門職大学校舎新築工事

山形県立朝日学園本館改築工事

山形県米沢養護学校西置賜校校舎新築工事

山形県立新庄病院改築整備事業

山形県総合文化芸術館新築工事

山形県農業総合研究センター園芸農業研究所管理棟・研究棟新築工事

Ⅶ　インターンシップ・業務 PR

山形県職員建築職インターンシップ募集案内

「山形県の建築のしごと」体験してみませんか？

1　対象者
山形県の建築職の職員の仕事に興味をお持ちの大学生

2　募集期間
年間を通して募集

3　申込方法
下記二次元コードからホームページにアクセスし申込書に記入して担当者にメールをお送りください

インターンシップの申込みについて

建築職の仕事紹介

4　問合せ先
山形県　県土整備部
建築住宅課　企画担当
TEL　023-630-2637
FAX　023-630-2639

東北農林専門職大学

工事監督業務

県営北新町アパート

タテッカーナYouTube
チャンネル登録よろしくね

タテッカーナ YouTube

Ⅷ　各種支援制度

新築住宅建設支援

山形県では、住宅を新築する際、タイプごとに補助金を交付します。

【県補助金同士の併用について】
❶と❷、❶と❸、❷と❸は併用不可
❶と❹、❷と❹、❸と❹は併用可（❹で蓄電池設備の補助金を受ける場合★は❷との併用不可）
併用には条件がある場合がありますので、詳細については必ず各窓口にお問い合わせください。

タイプ	県 補助金		市町村 補助金	国 補助金
健康住宅タイプ	❶やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金 【補助対象】県産木材を一定量使用して、「やまがた省エネ健康住宅」を新築する方 **【補助金額】50万円（定額）** 【募集戸数】280戸 【募集期間】第1期：令和7年4月7日（月）～令和7年7月4日（金）（先着順） 第2期：令和7年8月18日（月）～令和7年11月14日（金）（先着順） 【申請窓口】 建設地を所管する総合支庁建設部建築課 村山：TEL 023-621-8287　最上：TEL 0233-29-1420 置賜：TEL 0238-26-6091　庄内：TEL 0235-66-5643 詳しくはこちらから 【県庁の担当課】 県土整備部建築住宅課　TEL023-630-2154	❹やまがた未来（みら）くるエネルギー補助金 【補助対象】 再生可能エネルギー等設備を設置する方 **【補助金額】** 薪ストーブ又はペレットストーブ（木質バイオマス燃焼機器）を設置し、やまがた省エネ健康住宅の認定証を取得する場合 **最大24万円** 蓄電池設備を設置した場合★ **最大40万円** 地中熱利用の空調装置を設置した場合 **最大85万円** 【県庁の担当課】 環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 TEL 023-630-3309 詳しくはこちらから	天童市、東根市、舟形町、飯豊町にお住いの方 【補助対象】 「やまがた省エネ健康住宅」を新築する方 住むならてんどう! 新築住宅取得応援補助金 【お問合わせ窓口】 天童市役所 都市計画課 TEL　023-654-1111（内線422） **【補助金額】最大45万円** 東根市省エネ住宅 普及促進事業費補助金 【お問合わせ窓口】 東根市役所 生活環境課 生活環境係 TEL 0237-42-1111（内線 2175） **【補助金額】30万円（定額）** ふながた楽々あったか 100歳住宅建築補助金 【お問合わせ窓口】 舟形町役場　地域整備課 TEL 0233-32-0915 **【補助金額】50万円（定額）** 飯豊で幸せになる条例 ※「やまがた省エネ健康住宅」Y−G2以上限定 【お問合わせ窓口】 飯豊町役場　企画課　総合政策室 TEL 0238-87-0521 **【補助金額】30万円（定額）** 山形県住宅情報総合サイト タテッカーナ 市町村の補助金については、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」の「支援策サーチ」で確認できます。 詳しくはこちらから	子育てグリーン住宅支援事業 **【補助金額】最大160万円** 詳しくはこちらから やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金は国の補助金との併用はできません。
健康住宅＋再エネタイプ	❷やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金 【補助対象】「やまがた省エネ健康住宅」の新築と併せて太陽光発電設備・蓄電池設備を設置する方 **【補助金額】最大200.2万円** 【募集戸数】40戸 【募集期間】令和7年4月（予定） 【申請窓口・県庁の担当課】❶と同一 詳しくはこちらから			
県産木材タイプ	❸県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金 【補助対象】県産木材を基準値以上使用して新築する方 **【補助金額】25万円（定額）** 【募集戸数】160戸 【募集期間】令和7年4月1日（火）～（先着順） 【問合せ・申請窓口】 建設地を所管する総合支庁産業経済部森林整備課 村山：TEL 023-621-8191　最上：TEL 0233-29-1351 置賜：TEL 0238-26-6063　庄内：TEL 0235-66-5527 詳しくはこちらから			

やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金

県産木材を一定量使用した「やまぽっか（やまがた省エネ健康住宅）」の家を新築または購入する方に補助金を交付します

●支援内容・要件等

補助金額	50 万円（定額）	
募集戸数	280 戸	
対 象 者	以下の３項目**全て**を満たす方 ○**自ら居住**するため、県内に住宅を新築又は購入した方 ○申請時点で、対象となる住宅に**住民登録**されている方 ○所得が**1,200万円以下**である方	
対象住宅	住宅の条件	内　容
	共通	○やまがた省エネ健康住宅の認定証交付 ○県産木材使用割合 50%※3 以上
	新築住宅 建売住宅※1	○**認定証交付日・新築工事完了日**※4 **のいずれもが令和７年３月１日以降**であること
	建売住宅※2	○**引渡し日**が**令和７年３月１日以降**であること ○中古住宅※5 でないこと

※1 新築工事完了**前**に売買契約を行った建売住宅
※2 新築工事完了**後**に売買契約を行った建売住宅
※3 延べ床面積（㎡）×0.1（㎥／㎡）×0.5（延べ床面積 150 ㎡であれば 7.5 ㎥）
※4 建築基準法の**検査済証**の日付（申請不要の場合は引渡し日）
※5 **竣工から２年**を超える住宅又は既に**人が住んだことがある**住宅

●申込期間・申請窓口

申込期間【先着】
【第1期】令和7年4月7日（月）～令和7年7月4日（金） 180戸
【第2期】令和7年8月18日（月）～令和7年11月14日（金） 100戸

申請窓口：新築する住宅の所在地を所管する総合支庁建設部建築課
村山：TEL 023-621-8287　　最上：TEL 0233-29-1420
置賜：TEL 0238-26-6091　　庄内：TEL 0235-66-5643

●手続きの流れ

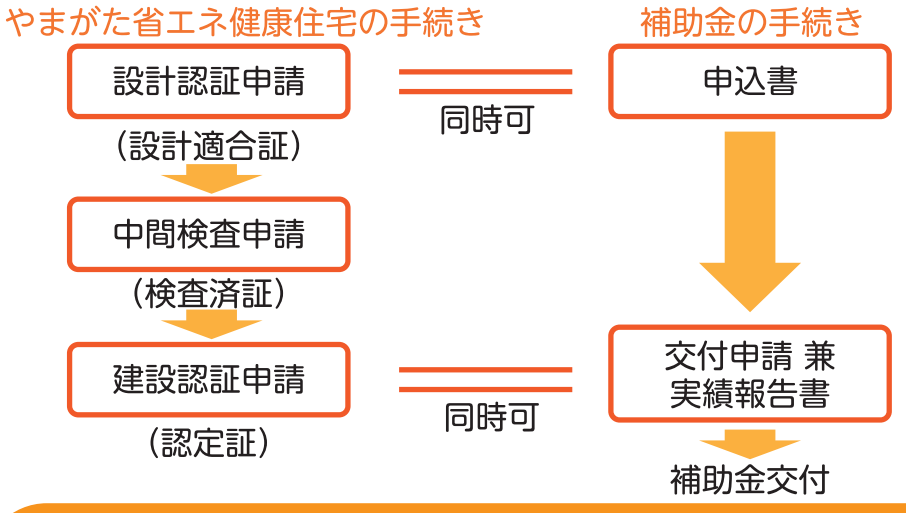

やまがた省エネ健康住宅
やまぽっか

R8.2.27 までに住民票などの**必要書類**を準備の上、**申請**が必要
※住民票の異動が必要な場合は、R8.2.27 までに異動が必要

●問合せ先　023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当

制度の詳しい内容はこちら⇒

中古住宅流通支援事業費補助金

一定の条件を満たす中古住宅を購入する方に利子の一部相当額を補助します

●支援内容・要件等

	移住・新婚・子育て世帯	一般世帯
補助金額※1	最大 40 万円	最大 30 万円
募集戸数	25 戸	
住宅ローン対象額	1,500 万円	
補助対象利率	0.4%	
対象者	自ら居住するために中古住宅を購入した、所得が 1,200 万円以下の方	
対象住宅	以下の項目**全て**に該当する住宅 ○**所有権移転日及び引渡し日のいずれも**が**令和7年3月1日以降**の住宅 ○完成後２年超の住宅又は居住実績がある住宅 ○国土交通大臣の指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人の取り扱う**既存住宅売買瑕疵保険**に加入 又は**住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中**※2である住宅	
補助要件	住宅の購入費を対象とした、返済期間が 10 年以上 50 年以内の住宅ローンを金融機関と契約すること	

※1 住宅ローンの利子補給額の一部を一括補助

※2 転売特約等により補助金を受けようとする者が購入した以降も保証を受けることができるものに限る

移住世帯	**令和２年４月１日以降**に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において**婚姻した日から５年以内**である世帯
子育て世帯	**平成１９年４月２日以降に生まれた**子がいる世帯（出産予定を含む）

●募集期間・申請窓口

募集期間：令和7年4月7日（月）～令和8年2月27日（金）【先着】

申請方法：上記**募集期間内**に住宅ローン契約、住民票などの**必要書類**を準備の上、
下記申請窓口に**申請**
※募集期間内に住民票の異動が必要

申請窓口：中古住宅の所在地を所管する総合支庁建設部建築課

村山：TEL 023-621-8287　　最上：TEL 0233-29-1420

置賜：TEL 0238-26-6091　　庄内：TEL 0235-66-5640

●問合せ先　023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当

制度の詳しい内容はこちら⇒

住宅リフォーム支援

自分が住む住宅をリフォームする場合に、市町村が窓口となり、
市町村と県が協調して支援します。

●**市町村**によって、募集期間や補助率・補助金額、条件が異なる場合がありますので、**詳細は住宅の所在地の市町村**へお問い合わせください。

●基本的な支援内容・要件等

	移住・新婚・子育て世帯	一般世帯
補助金額	上限 30 万円 (工事費の 20%)	上限 24 万円 (工事費の 1/3)
施工者	施工者が県内に本店又は事務所を有する大工・工務店であること	
要件工事	以下の**いずれか一つ以上**を含み**基準点が10点以上**となる工事 ①寒さ対策・断熱化(断熱サッシ設置、断熱材設置など) ②バリアフリー化(居室や移動経路の段差解消、手すり設置など) ③克雪化(雪止め設置、融雪設備設置など) ④県産木材使用	
補助対象工事費	要件工事と一緒に行うリフォーム工事の工事費総額※	

※ **一部対象外**となる工事があります（物置やカーポートの新設、造園工事など）

移住世帯	令和２年４月１日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から５年以内である世帯
子育て世帯	平成１９年４月２日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

●申請・問合せ先

住宅の所在地の市町村

制度の詳しい内容はこちら⇒

住宅の地震対策支援（耐震改修・減災対策）

山形県では、地震による住宅倒壊から『命を守るため』に
現行基準を満たしていない住宅の改修を行う方に対して補助金を交付します。

●支援金額・要件等

地震から命を守る住宅の安全対策は、
ご自宅の状況に合わせて実施できる補助制度を設けておりますので、地震前の対策を進めましょう。

※補助金額、補助率、条件等は市町村により異なります。
※Iw：震度６の地震に対する建物の耐震性を示す指標。

耐震改修	**補助金額**	**最大120万円** ※上限額・補助率は市町村の補助制度による ※住宅リフォーム支援補助と併用可能
	補助対象工事	耐震診断の結果に基づき、 **住宅全体の耐震評点を Iw=1.0 以上とする耐震改修**
	補助要件	耐震診断で耐震性がない住宅 ※あらかじめ耐震診断を受ける必要があります ※市町村によっては耐震診断への補助があります
	募集戸数	**40戸**
減災対策	**補助金額**	**最大30万円** ※上限額・補助率は市町村の補助制度による ※住宅リフォーム支援補助と併用可能
	補助対象工事	**（1）簡易耐震改修** 耐震診断の結果に基づき、 **住宅全体の耐震評点を Iw=0.7 ～ 1.0 未満とする耐震改修** ※改修前耐震評点が Iw=0.7 未満のものに限る **（2）部分耐震改修** **①居室等１室の強度を必要強度の 1.5 倍とする部分改修** **②１階のみ耐震評点を Iw=1.0 以上とする部分改修** ※上記２項目は、改修後の住宅全体の耐震評点が、改修前の耐震評点を下回らないものに限る **③屋根・２階以上等の重量軽減** **（3）防災ベッド又は耐震シェルターの設置** ※選定する製品によって設置場所が限定される場合があります
	補助要件	耐震診断で耐震性がない住宅 ※（2）③及び（3）（S56 以前の住宅に限る）を除き、あらかじめ耐震診断を受ける必要があります ※市町村によっては耐震診断への補助があります
	募集戸数	**50戸**

～このような方は 耐震改修 がおすすめです！～

✓住宅全体の耐震性を高めたい　✓地震による住宅倒壊を防ぎたい
✓住み慣れた住まいで今後も生活したい　✓省エネ等改修も一緒に行いたい

接合部の金物補強

基礎の補強

筋交いによる補強

構造用合板による補強

～このような方は 減災対策 がおすすめです！～

✓手軽に地震対策を実施したい　✓古い住宅の改修にお金をかけたくない
✓高齢の親の家の耐震性が気になる　✓地震が来たらすぐ逃げられるか心配
✓よく使う部屋の安全性を確保したい　✓寝たきりの家族の避難に不安がある

防災ベッド▶

◀耐震シェルター

防災ベッド･耐震シェルター実物展示中！

（村山）東根市西部防災センター　**（最上）**新庄市民プラザ
（置賜）高畠町役場　**（庄内）**山形県防災学習館（三川町）

※防災ベッドの実物を各会場、期間限定でご覧いただけます
庄内会場のみ、防災ベッド・耐震シェルターともに常設展示しております
※村山地区で見学希望の場合は施設の開館時間を東根市（0237-42-1111）にご確認ください

詳細はこちらをご覧ください⇒

●募集・手続き・窓口

【募集期間】令和７年４月から　【申請窓口】住宅が所在する市町村の住宅関係支援制度担当課
※市町村により開始時期、募集方法（先着、抽選）が異なるため、
詳細は各市町村担当窓口へお問い合わせください

●問合せ先

山形県 県土整備部 建築住宅課
建築安全推進担当　023-630-2640

耐震対策の詳しい内容はこちら⇒

山形県住宅情報総合サイト
タテッカーナ

支援情報は
「タテッカーナ」から検索⇒